

## 日本学術会議法人化準備委員会（第9回）

### 議事録

1.日時：2026年2月4日（水）18：00～19：56

2.開催方式：オンライン

3.参加者：光石 衛、日比谷 潤子、堀 正敏、三枝 信子、磯 博康、  
吉田 文、川嶋 四郎、明和 政子、尾崎 紀夫、沖 大幹

#### ○光石委員長

皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会第9回を開催いたします。出欠について、本日は、第三部の北川副部長がご欠席です。

今日は、議題1の論点整理、意思の表出についての議論、意見の交換を行います。前回の続きは時間があればお願いします。それではまず、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、意思の表出について、今回2点、要検討事項として挙げてございます。一つは、意思の表出の実現ということで、実現するためにどういう手段が必要かという点でございませう。もう一つが、今の意思の表出の類型や手続きについて見直し事項があるかという点でございませう。

まず、実現についてでございます。日本学術会議の業務においては、新法37条第1号、現行法では第3条第1号のところがございますけれども、学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、というふうでございます。意思の表出はその代表的業務でありますけれども、従来からこの実現を図るという点に課題があるというふうを考えております。我が国の科学者を代表する機関として、相反する意見も含めまして、多様な意見、世論を示した上で、なぜこの意思の表出は科学的にベストあるいはベターなのか。政策の決定者や実行者、そして一般世論が納得し、選択できる実現可能性のある意思の表出をするためには、以下について遵守、いわゆる規定を書くということが必要ではないかというふうにしております。

一つは、例として事務局からあげましたけれども、意思の表出を作る分科会とか、あるいはシンポジウム、ヒアリング等で意思の表出をしようとしている意見だけではなく、他の異なる意見も有する方々を呼んで、そして対話をして、その意見も示していくということが、政策の

決定者や実行者にも、いろんな意見があるということを示すことが重要ではないかということ  
でございます。

査読につきましては、一般世論の立場から、リーダビリティチェック、いわゆる読みやすさ  
を行う外部有識者の登用というものを必須とするのはどうかということで、今、外部有識者と  
いうのは、査読の中では科学的助言等対応委員会にのみ外部有識者を登用するという形になっ  
ておまして、各部や委員会の中では、会員と連携会員の中で査読をしているという状況でご  
ざいますけれども、より広く見てもらうという観点では、外部有識者の登用というものも必要  
ではないかということで、括弧書きのところでございますけれども、あらかじめ外部有識者の  
候補を決めておき、その中から登用するというので、その中から選びやすくしておくという  
こともあるのではないかと考えております。

三番目のポツでございますけれども、世論の反応とか、政策へのインパクトを評価するた  
めのフォローアップのシステム化、その結果のフィードバックの実施ということです。今、フォ  
ローアップレポートというものが、提言・見解につきましては、発出後6ヶ月から1年以内に  
出すという形になっているところでございます。ただ、その出す形だけで終わってしまってい  
るという状況がございますので、出したものを何らかの評価をして、その結果をフィードバック  
していくということが必要ではないかというふうに書いてございます。

四番目のポツでございますけれども、意見交換会の中でも議論がございましたが、事務局職  
員の位置づけ、関わり方ということです。今は形式的なチェックという形になっているところ  
でございますけれども、実現を図るという観点から、政策決定過程や政策実施の実際を知悉し  
ている事務局職員を活用ということで、会員の先生方が必要に応じて活用していくというこ  
とも考えられるのではないかと考えております。

最後のポツでございますけれども、意思の表出の中には十分時間をかけて審議すべき課題もあ  
るため、各期ごとに必ず意思の表出を行う必要がないものについては、例えば記録として次期  
に継続するというので、記録という手続きもございます。今期内に出すということも大事で  
すけれども、十分時間をかけて行うものとか、タイミングもあると思いますので、そういうよ  
うなやり方もあるのではないかと考えてございます。

次に、参考資料を見ていただきたいのですけれども、4ページのところでございます。これ  
は査読における確認事項ということで、令和3年の幹事会で決定されたものでございまして、  
これが、各部・委員会で査読をするとき、あるいは対応委員会で査読をするときに、査読者に  
お願いをしたいということでやっているところでございます。例えば①から⑩まで、その査読  
のポイントがございます。10年間の今までの意思の表出との整合性とか論理性、倫理性とかい

ろいろ書いてございます。とりわけ読みやすさ、一般の方々が読む、必ずしも専門の方ではない場合もありますので、簡潔な要旨ということとか、利益誘導と誤解されることのないような配慮、あるいは7番目ですけど、異なる意見の公平な取り扱いということで、私たち審議室で見ている中では、なかなか異なる意見というものが書いてない場合が見られる時があるということで、そうした点について指摘いただける外部有識者を登用というような形で書かせていただいているところでございます。

5ページのところを見ていただきたいのですが、意思の表出を誰に対して出していくのかというところなんです。これも規定の中にございまして、周知方法という中で、勧告から答申・回答までございますけれども、勧告の場合は、会長から内閣総理大臣に対して手交。要望・声明・提言の場合は、会長から各大臣宛に配布すると、あるいは官邸の方にも出していく。見解・報告については各府省に配布という形になっています。結局、提言を読んでいただくというのは、各省庁に対して読んでいただくということになっているということが今の規定、運用になっているところでございます。

7ページをご覧くださいなのですが、会長メッセージということで、異なる意見の発出の意義と重要性ということで、令和2年、山極会長の時代にこういう形でメッセージを出しているところで、異なる意見というものをしっかり記載していくということが、すでに言われているところでございます。ここまでが一つ目でございます。

もう一つは、意思の表示の類型・手続きについてでございます。これは意思の表出には現行8類型ございます。これは参考資料の1ページと2ページのところに具体的にあります。答申と勧告については、法律の条文に規定があるということでございます。こういう位置づけの中で、今、各分科会・委員会の方で、どの種類にすべきかということが決まってくるところでありますけれども、これまで懇談会等の中でずっと課題になっていましたけれども、そのスピードアップというのをどのようにしていくのかというような話があります。そういう中で、この8類型を今すべて同じような形で手続きを進めているのですが、一つの案としましては、①、②というふうに分けて、一つはトップダウン型の意思の表出の類型。政府の諮問に対する答申とか、あるいは関係機関に対する回答。あるいは重要なものに関しての勧告、要望、声明、こういうものはトップダウン型で進めていくべきではないか。あるいは課題別のようなもの、あとは法人化した後には、例えば有償による意思の表出ということも考えられると思いますので、これは相手方との契約もあるかもしれませんけれども、それとの関係で、早くやらなければいけないということで、トップダウン型でやっていくというようなことと、②のボトムアップ型の意思の表出の類型ということで、これは、従来の提言から報告についてやっていくとい

うことではどうかというふうにしております。具体的には、①のトップダウン型の意思の表出につきましてはスピードが重視されることから、基本的に幹事会及び幹事会附置委員会である科学的助言等対応委員会が責任主体となって、意思の表出を作成していく。ただ、実際は意思の表出の作成を適当な委員会等に委嘱をしていくという形で、スピード重視という形にしていくというのが一つです。そして、それは役員会あるいは総会にて承認をしていく。

もう一つは従来型のもので、これも早めるということと質保証の両立のために以下のような手続きをしてはどうかということで、2つほど挙げているところであります。一つ目でありませぬけれども、参考資料の8ページをご覧ください。これが今の意思の表出の流れというか、これも総会等で副会長から説明があった資料かと思えますけれども、提言と見解と報告で、それぞれ、各分科会から申出書の作成・提出があって、科学的助言等対応委員会から助言をして、分科会で骨子案を作って、さらにまた科学的助言等対応委員会で骨子案の助言をする。そして提言案を分科会が作成をして、分野別委員会で査読をして、科学的助言等対応委員会で査読をする。そして幹事会で承認をして、日本学術会議名で公表するというのが、提言の流れであります。一つの提案としましては、この最初の提言のときの申出書の作成と骨子案の作成を一体化しまして、今まで2回、科学的助言等対応委員会が助言をしたのですが、これを骨子案と申出書の作成を一体化することによって時間を短縮できるのではないかとということで、これは実際、今運用でもそういう形で行っております。とりわけ何か課題があるというわけでもないので、この今の運用を実体化、規定化していくということが考えられると思えます。

もう一つの案が、今回ご提案するのが、今、査読を2回やっているところでありますけれども、査読を基本的に二段階から一段階にするということで考えております。提言につきましては、分野別委員会で1回、科学的助言等対応委員会で1回やって2回やっていますけれども、これを一段階に集約をしまして、査読体制として、例えば分野別委員会から査読者2名、対応委員会から査読者3名、そしてそれを全体を取りまとめる人をエディターとして1名という形でやることで、査読を一本化することによって、さらにエディターで質も保証していくという観点も含めて、少し早めることができるのではないかと考えております。

見解につきましても同様ですが、見解は、先ほどの申出書の骨子案のところはございませんが、その後の査読が2回あります。今、分野別委員会で1回、部の方で1回という形になっておりますけれども、これも一つにまとめた方がよりいいのではないかとという形で提案するところがございます。

報告につきましては、査読1回しかありませんので、これは現行通りということでございます。この点につきましては、四役会議、あるいはアクションプラン企画WGの方でも一度議論

をされているところをごさいますて、磯副会長からもご説明があった一つの方向性と聞いているところをごさいます。

次のページで、こちらは意思の表出に関する意見交換会における意見ということで、この後の議論の中でも、資料の中にはあるので抜粋したものになっておりますけれども、下線を引いているところです。全体的にもっとスピード感を出せないのかということ、やはりスピード感の課題というところがあります。さらに質を高めるための仕組みが必要ということで、フォローアップに加えてフィードバックの導入が必要だというふうになっています。あるいは、わかりやすい動画とか、ウェブページとか、あるいはシンポジウムの開催の大事さとか。このあたりは発信やチラシについて、もう少し柔軟にできることをしなければいけないのではないかなというご意見もごさいました。最後は手続きが複雑になっているということで、少しそのあたりのことも考慮しなければいけないということになっているかと思ひます。説明、私の方からは以上です。

#### ○光石委員長

ご説明いただきましてありがとうございます。大きい話から小さい話まであります。これは日本学術会議においては本質的な事項です。法人化と必ずしもリンクはしないところもあるかもしれません。一方で参考資料1を見ていただきますと、現行規定、日本学術会議法で規定されているのが、1ページ目の上から2/3くらいまでのところで、そこから下は日本学術会議会則ということで、規則で決められています。一方、新法で決められているのは真中の列のところ。法律も変わりますので、これを機会に、この意思の表出の発出についても議論をしておきたいと思ひます。

関連して伺いたく、参考資料の5ページのところに周知方法とありますが、例えば、勧告のところを見ますと、公文書を添付し、と書いてあります。法人になっても公文書は出せるのでしょうか。これも細かいことかもしれません。

#### ○事務局

行政文書という意味での公文書ではなくなるだろうと思ひます。ただもちろん、例えば会長のお名前で、公印をついた文書を添付するというようなことはできるのかなと思ひます。

#### ○光石委員長

そのようなものは公文書というということですね。

一昨年になりますが有識者懇談会でいろいろと意見を申し上げ、勧告権は獲得しました。新法では第39条に書いてあります。背景は事務局から説明いただいた通りです。確かに、その実現を図ることと書いてあります。どこまで実現できているのかは、悩ましいところです。委員の皆様からご意見いただければと思います。

#### ○沖委員

はい、まず愚痴なのですが、やはり部で査読するという際に、必ず部長とか副部長とか幹事とか、手を煩わせるという仕組みになっているのが非常に大変で。その他のマネジメントがある中で、なんとかならないかなというのが愚痴です。

事務局が一生懸命考えていただいた案につきましては、スピードとクオリティ、正当性の担保みたいところとのバランスですね。今は、提言を日本学術会議として発出する、その他については、委員会などが発出するというふうに、組織が出すということになっているので、非常に厳格な手続きになっていると理解しています。そこを、もしスピーディーかつ緩めるのであれば、日本学術会議の会員としての意見を言うような枠を作って、必ずしも組織の意見を代表しているわけではないけれども、という枠があると、そういうのであれば、もう少し尖った意見が出て、ただしあくまでも一会員の意見ですよというふうになって、そういうのもいいのではないかと。というのは、第三部でこの間、臨時の部会をやったときに、やはりちょっと現在の意見の発出は丸くなりすぎていて面白くないのではないかとという意見がございましたので、今のようなことを申し上げました。以上です。

#### ○尾崎委員

実は私も、沖先生と全く同じ懸念を抱いておりました。現在、各部から提出される「意思表明」の査読プロセスが佳境を迎えています。

前期も同様でしたが、この時期はどうしても特定の役員に業務が集中する仕組みになっており、査読の遅延や他業務への支障が生じています。今後は分担制を導入するなど、組織的な仕組みを改善しなければ、迅速な対応と質の担保を両立させることは困難であると考えています。

また「質の担保」という点では、現在私が担当している複数の案件においても、いくつか看過できない課題を感じています。例えば、本来は学会で議論すべきような医療従事者向けの専門的な内容がそのまま提出されていたり、会長メッセージで示された構成（現状、解決策、期待効果、提言）の論理に則っていないものが見受けられたりします。

「尖った意見」も重要ではありますが、臨床現場に混乱を招きかねない偏った主張や、両論併記を欠いた記述は、組織の発出する意思として非常に危ういものです。議論が過熱しそうなテーマであればこそ、まずは基本的な体裁や論理構成を整えていただきたい。提出前に、最低限の要件を満たしているか、作成側で十分な確認が行われることを強く期待します。

#### ○光石委員長

ありがとうございます。生成AIをどこまで使っていいかという議論も別個にあるかもしれませんが。部長、あるいは副部長のところ、その部としてのクオリティの担保ということと、スピーディーとの相反する要望をどうするかという議論もあるかもしれません。

#### ○川嶋委員

愚痴の三連続で申し訳ないですけれども、査読のプロセスの中に、見解の場合でしたら、例えば分野別委員会の承認という一段階があって、承認されれば部に回す。その分野別委員会の審査も、コメントはつくとしても承認の可否かと思うのです。つまり、分野別委員会の中の分科会の専門家が査読を経て、いろいろ修正もしながら、最終的にほぼ完成したものということで、分野別委員会の中の分科会の見解等とかということでしたら、分野別委員会自体の承認プロセスは無くてもいいのではないかと思います。一応分野別委員会から部になって、これを一体化というふうに書かれているのですが、これを一体化していただいても結構ですね。あるいは私、分野別委員会はなくてもいいのではないかなという、そういう愚痴です、すいません。これで多分、1週間、2週間ぐらいちょっとかかってしまう可能性がございますので。一体化すれば迅速化するということかと思えます。ありがとうございます。

それからいくつかございまして、大きなところで、先ほど、意思の表出を2類型、トップダウン型とボトムアップ型というふうに分けていただいたと思います。これはおそらく、この表現自体は、答申とか回答というのは、確かにトップダウンになるかもわからないけれども、例えば勧告、要望、緊急声明等は、場合によったらボトムアップで出てくる可能性があるのではないかと思います。とりあえずの分類でしたらこれでいいかと思いますけれども、この表現にこだわる方がいらっしゃる可能性が出てくるかと思いました。感想でございます。

この①のところ、スピードアップのためにということで、一番最後のところに、役員会（総会）と、こういう表現がございますけれども、これは総会で承認するか、または総会で承認する代わりに、代替的な決定として役員会で承認するという意味でしょうか。この役員会（総会）ということの意味がどういうことなのかをお聞きしたいと思います。これは質問でござ

ざいます。

それから、大賛成な点としましては、記録のところでございます。これは私が実際に直面したことがございました。分科会の中には、かなり以前に会員をされた方で、現在連携会員として活躍されているという方もいらっしゃいます。そういう方からよく言われることとして、分科会は3年単位なんだということ。だから、その3年で何をやるかを決めて、3年でできなければ、それをその後に継続するというのは、本来の分科会の趣旨とは違うというふうにおっしゃられる方がいらっしゃいました。私は必ずしもそうではないのではないかと考えていたのですが、つまり、その3年でできるものもあれば、できないものもある。だから承継というのがかなり重要になってくる。そのような意思の発出の仕方もあるのではないかとというようなお話をしました。いろんなタイプがあるということです。ただ、その時に、次の期の分科会、仮に同様な、同じ名称かあるいは若干名称が変わる分科会としまして、どのような分科会にどのような形で承継していくのかという、その正規のルートの承継方法がこういう形で明確に示されていれば、承継も可能であることがはっきりします。準備的な検討をして、最終的な成果は次期に、というようなことも、公式にと言いますか、ルートとして可能だということを示すことができるので、私はこの記録の制度というものは行われていると思います。私が属していた他のかつての分科会でもやっていたので、これは可能だと思うのですが、ちょっとネガティブに考える方もいらっしゃらなくはなかったものですので、私は大賛成だと申し上げたいと思います。

それから、また後で議論になるのかもわからないですけれども、おそらくこの査読の問題、あるいは意思の表出の問題につきましては、以前議論させていただきました事務局の権限の問題と結構関わることになるかと思います。これは磯先生が以前からおっしゃられていますように私もその通りだと思いますけれども、事務局なくして、この意思の表出というのはできない。これまで大変なご尽力されていたと思いますが、これからもご協力をいただかないといけないと思うのですけれども、ただ、助言というのがやはり強すぎるのではないかとということで、補助とか補佐とか、そういう別の言葉でということをお願いし、そういう意見も法学委員会会員らからは、やはり強く出されました。そのことをお伝えしたいということです。それとの関係では、おそらく今度新法になりますと、責任の問題が生じてまいりまして、ひどい話ですけど、会員の損害賠償も、国家賠償法よりも厳しい通常の過失で損害を負わないといけないことになってきます。そうすると、それがもし事務局の助言というような言葉を入れておくとすると、助言という言葉の背景には一定の決定権限があるというようなニュアンスが含まれていますので、その決定権限がある事務局も決定したということで、事務局職員の責任も波

及的に取れかねないような形になります。私は、あくまでも意思の表出は、それぞれの分科会であり委員会が決定権限をもって行うべきである、ということにしておくのがいいのではないかと思います（分野別委員会や部などのチェックは入るのですが）。やはりこの意思の表出に関する事務局の責任を免除あるいは軽減するという意味でも、補助、補佐ぐらいでとどめておくのがいいのではないかと思います。補助や補佐を明記すれば、事務局が十分に関与することができる、基本的な根拠条文というのは、存在することになると考えられます。

### ○光石委員長

多方面にわたりコメントをいただきましてありがとうございます。今ちょうど画面共有されている赤で書かれているところについて、トップダウン型とボトムアップ型という言葉と、括弧の中に書いてある答申、回答、勧告等とは必ずしも対応しないのではないかとというのが川嶋先生からいただいたご意見と思います。

記録が申し送り事項かどうかということがありますが、記録を活用してないところも多いのではないかと思います。

先程のポンチ絵で、査読を2回行わなくても、1回でいいのではないかとということについては、例えば、去年の10月に5カ国で開催した国際アドバイザーボードでも、2回査読を行うのは過剰ではないかという意見をいただいています。

分野別委員会に関するところをどうするかということについては、必ずしも分野別委員会の委員長ではなくても、どなたかにお願いしてもいいと思います。したがって、先程の部の承認もそうかもしれませんが、部長などの組織上の長と、責任を持って査読する人とは、場合によっては別でも良いのではないかと思います。すでにそうなっているのかもしれませんが。

感想などいろいろと申し上げましたが、この件は、磯先生が全体的に担当されていますので、たくさん言いたいことがあるのではないかと思います。

### ○磯委員

はい、様々ご意見いただき、本当にありがとうございます。科学的助言等対応委員会や事務局が、この1、2年に亘って非常に苦勞してきたことを整理させてもらったという経緯があります。直近からですと、今、会長がおっしゃったように、例えば提言の査読を一つにする案としては、分野別委員会で、役員ではない方2人と、科学的助言等対応委員会から選出の2人と、外部有識者からの選出の1人。それに加えてエディター1人を置くという案です。沖先生、尾崎先生がおっしゃったように、この時期になるとそれぞれの部の役員が査読で忙しくな

ることは避けた方が運用上望ましいと考えています。

もう一つは、現在の様に、何段階も査読して時間をかけると、いわゆる尖った意見がどうしても埋もれてしまうというのはよくあることです。しかしながら、この学術会議として発出するには、会員の個別の意見を出すということになると、客観性や俯瞰性に課題を生じる可能性があります。先ほど記録があまり活用されていないとの話がありましたが、記録の中に様々な意見、尖った意見も記録として残しておくのは可能でないかなと思いました。

あと、先ほど川嶋先生がおっしゃったように、確かに事務局の役割については、助言というのは強すぎということから、事務局でも再考し、補佐とか補助とかいう位置づけになると思います。事務局の中の学術調査員が査読にも入っていただいているのですが、非常に詳しく中立的なコメントをくださる方もいらっしゃいます。ここは抜けているのではないか、ここはちょっと一方的ではないか、そこはエビデンスがまだ弱いのではないか、ということをチェックしてくださっていますので、その様な知見を、事務局がまとめて、エディター、従来の取り纏め委員の役割をになう人が作成者側にフィードバックすることは非常に良い方法ではないかと思います。

別件ですが、先ほど役員会（総会）というのはこれどういう意味か、という川嶋先生からご質問だったのですが、事務局から説明できますか。

## ○事務局

はい、まず現状についてご説明させていただきます。当然、意思の表出の最終的な決定権限というのは、総会が持っているわけですが、日本学術会議会則の第19条におきまして、意思の表出に関する事項については幹事会に委任されております。この規定をもって、幹事会で承認することができるということですが、新法において、特にそのことについて、現時点で規定があるわけではございませんので、これはどういう対応もできるわけですが、これまでのご議論だと、役員会は、委任事項も含めてほぼ幹事会の権能を引き継ぐというご議論であったかと思っておりますので、同様の規定を役員会について置けば、同様に役員会において意思の表出の承認ができるということになろうかと思っております。

## ○磯委員

はい、そういう意味で（総会）を入れると、本当にタイムリーにはなかなかできないということになりますので、そこは役員会の権限で出すのが現実的かと思っております。

### ○光石委員長

ありがとうございます。今日の議論では、まだ出てきていませんが、我々がよく議論しているエディターインチーフについても今後考えないといけないと思います。

沖先生が最初に言われた、尖った意思の表出について、さすがにこれはまずいだろうという点の修正をどのように担保するかは、議論としてはあるかもしれません。

### ○吉田委員

作る過程がどんなに大変か、今、いろいろ愚痴も出まして、私も感じているところです。それとともに、それだけ労力かけて作ったものが、どのぐらいの人に読まれているのかということを見ると、ここは非常に心許ない感じがします。先ほど、周知方法の話も出ましたけれども、もう少し関係する人にうまく届ける方法ってないのでしょうか、そこを考えてもいいのかと思っています。例えばですけれども、関連する政府の審議会のメンバーが審議会に送って、そのどこかでそれを見てもらうようなチャンスを作ってもらうとか、あるいは関連する学会に送って、それについて意見をもらうまでは難しいかもしれませんが、なにか周知を図っていただくとか、とにかくその内容に目を通してもらわないと、どれだけいいことを言っても全然伝わらない、その状況が非常に危惧されるところです。そのあたり良い方法があればと思って、それも考えて頂ければと思っております。以上です。

### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。最初に出ていました、実現を図るといふところの問題と思います。フォローアップして、さらにフィードバックという話もありますが、そのフォローアップのところが心許ないということだと思います。会員によっては、政府の組織に詳しい方もいらっしゃると思いますが、政府の組織に詳しくない会員の方もいらっしゃると思いますので、意思の表出をしたところで、どこに持っていけばいいのかということが必ずしも分かってない、ご存知でない会員も結構いるのではないかと思います。もちろん政府内だけではなく、学協会など様々あると思います。その情報は、事務局の支援を得たほうがいいのではないかと私も思っています。

### ○磯委員

私も同感で、意思の表出をしたところで、ともすると安心してしまうことがあります。今、記者会見をしていますが、それから後がなかなか繋がらなくて、次の一步をどうするかが分か

らない場合があることから、大学でいう URA のような存在の人が作成者と政府・行政等をつなぐ調整をしていくことが大事かと思えます。あとは尾崎先生もおっしゃっていましたが、例えば、提言が医学のスペシクなものであれば、それぞれ医学系の学術団体や連合体が対応するのが早い場合があります。一方で学術会議では、様々な研究分野が関わってくるとそれをどこに持って行けばいいかの方針が定まらず、そこで止まってしまうことがあります。これまであり方ワーキングでも議論になっている長期のインパクトを見ていくということ、期が変われば誰がそれをつなげてゆくのか、ということが課題となります。そういった問題に対する支援体制は絶対必要かと思えます。

### ○光石委員長

はい、先程言われた記者会見も、必ずやるということがどこかに書いてあったと思えます。記者会見に来ている記者は、あり方や組織の話と、日本学術会議が発出する提言等の意思の表出とで、社会部と科学部などと扱う部署が違っていると聞いています。したがって今、幹事会の後に両方の内容の記者会見をするのが本当に適切なのかと思えます。

### ○尾崎委員

先ほど磯先生から医学分野に関する言及がありましたが、周知のとおり、研究力評価やその向上というテーマは、特定の学会に留まるものではありません。その一環として、本日午前中に林孝之先生とともに厚生労働省研究開発課とオンライン面談を行いました。昨年末には文部科学省とも同様の面談を実施しております。本日も、先方から「この課題であれば厚生科学課が適任である」といった具体的な助言をいただくなど、対話を通じて適切な窓口（チャンネル）を把握することができました。

このように、まずは省庁への積極的なアプローチを行い、適切な担当部署を特定していく動きが重要です。事務局の協力を得ながら、こうしたアポイント設定を積極的に進めていくべきだと考えます。

一方で、横断的で大きな提言であれば事務局への依頼も容易ですが、より個別的・小規模な案件では、依頼を躊躇してしまう側面もあります。フォローアップを確実に進めるためにも、事務局の体制強化、および事務局の知恵や力をより借りやすい環境づくりが極めて重要であると、改めて実感いたしました。

### ○光石委員長

研究力強化、研究評価についてはフォローアップをしっかりとやっていただいています。例えば、今、第7期の科学技術基本計画について CSTI 等でいろいろと議論しており、日本学術会議は2024年にそれに対する提言を出していますが、もう皆忘れてるようにも感じます。最近出てきた基本計画の案について、日本学術会議でこういう提言を出しているの、この項目を参考にさせていただきたいと意見を提出したところです。一度だけ言ってもダメで何回も言う必要があると思います。

### ○尾崎委員

光石委員長のお話に関連して、一点補足させていただきます。先日、文部科学省の研究振興局基礎・基盤研究課から連絡をいただきました。担当者に知己がいたこともあり、直接意見を交わす機会を得ましたが、先方が別途進めていた「研究力評価に関する意見集約」の内容は、私たちが提示している方向性と極めて高い整合性があることが確認できました。

学術会議としての提言は、一度の発信で終わらせず、光石委員長が仰るように継続的に伝えていく必要があります。今回のように各省庁の実務レベルでの動向を把握し、こちらの考えとの整合性を直接確認し合うプロセスは、提言の実効性を高める上でも非常に意義深いものだと再確認いたしました。

### ○光石委員長

はい、その件は日比谷先生、吉田先生が詳しいと思います。研究力評価も、個人の評価についての提言は日本学術会議が発出していますが、組織の評価をどのようにするかという話がまた別個あると思います。他にいかがでしょうか。

### ○堀幹事

提言、今回機能性食品の提言とりまとめを担当して感じたことですが、一番最初にこういったものを、意思の表出をしたいという、その評価の時に、提言にするのか、見解にするのか、報告にするのか、というような一応審査をするわけですが、その時に、非常に行政に関与するような、すなわち法律や制度を変えるようなものについては、緊急性という面からかなり省庁の方が個別に委員会を作って、どんどん先に進めてしまうので、我々が提言を1年かけて作っている間に審議の内容も先に進んでしまうということを、今回非常に実感したところです。

ですから、一番最初の時に、すぐにこれは政策に反映して国が動き始めるな、というような題目については、先ほどのトップダウン方式ではないですけども、ちょっと特別な方法で査読を進めないと、行政機関の方が委員会を作って審議を先に進めてしまって、我々学術会議が出す提言はあまり意味がなくなってしまう可能性もあるのではないかと感じました。ですから、最初のところでの見極めを委員会ですっきりした方がいいというのが私の意見です。以上です。

#### ○光石委員長

ありがとうございます。そういう意味でタイムリーというのは非常に重要と思います。今、赤字で書いてある下のところに、多くは作成が適当な委員会等に委嘱と書いてありますが、適当な委員会がなければアドホックに委員会を作る必要ももちろん出てくると思います。しかし、その委員会を作るのに時間を要するようでは、何をしているのか分からなくなってしまいます。

#### ○磯委員

今、堀先生がおっしゃったことに関連して、先生には非常にご苦労されているのですが、今回は国が速やかに法律制定に進んでいった時に、緊急の意思表出は有用だったかもしれません。ただ、しっかりとエビデンスを集める時間が限られていたことも事実です。あの時は厚労省が中心となり大人数を動員して法律を制定しました。今、堀先生がまとめられている提言で重要な点は、その法律が本当に十分なのか、サプリメント法をしっかりと作らなければいけないというのが、今回の提言の中心的な主張です。国も最初はサプリメント法について検討が必要との意見を出しているので、喉元過ぎればとにならないように、今回の提言を出すことによって、国への主張をもう1段階上げてゆく意味で、この提言は重要と思っています。

#### ○沖委員

一つめとして、①と②の類型化は大変いいと思うのですが、科学的助言等対応委員会というのは、②のボトムアップ型の出てきたものをどうハンドルのするか、マネージするかというような意図の名前に見えます。それに対して、①のようなものに対しては、意思の表出委員会ということで、この会長直下でも役員会直下でもいいですが、やはりそういうちょっと役割が違うので、いや、2つ作らないで、科学的助言等対応委員会の下に2つの役割というのでも構いませんけれども、その場合は助言等対応委員会ではなくて、やはり意思の表出委員会、という名前前で、積極的にやるんだという意志が見える名前がよろしいのではないかと思います。

もう一つは、今、日本学術会議の意思の表出に何より求められているのは、さっきの私の意見と矛盾いたしますが、今の学術的な知識に基づいて、多様な観点から吟味した結果、これが今一番もってもらいたい、正しいと思われるという、その信頼、私たちの発出を信じてくださいと言いますか、そういうのを積み重ねて、何か本当にこう、どう判断していいか、困った時には、日本学術会議の意思の表出を見ようと世間が思ってくれるような、その信頼のおける発出をしているということに尽きるかなという気がしました。なので、そこをやはり最プライオリティ、スピードと信頼性、どちらに重きを置くかということ、やはり信頼性かなという気がいたします。さはさりながらスピードも大事だというのはその通りですが、そのどちらかということ、やはりもうとにかく信頼を得る。困ったときは日本学術会議に聞いて、御用聞きのように、諮問してもらおうようなことをもっと積極的にやってもいいのかなと思います。以上です。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。例えば、諮問された時、結論を出すことが必ずしも必要ではなく、現在の学問水準からすると、ここまでは言えるが、ここから先はまだ言えないというような、現状の学術レベルを回答することも重要ではないかと思えます。これより先はわからないということを示すということも大変に重要ではないかと思っています。先ほど山極先生が出されていた両論併記でもいいですし、私も必ずしも一つの結論でなくてもいいということはおかねてより言っているつもりです。そのようなことを政府は求めているのではないかと思います。

#### ○沖委員

今、先生がおっしゃったことに対してよろしいでしょうか。おっしゃる通りだと思いますが、もう一本、今のお話を聞きまして、踏み込んで申しますと、その学術的にはこれがもっともらしそうであるというのを示すのは非常に大事ですが、その先で世間はこうすべきだとか、政策としてこうすべきだというのをあまり言うのは、私たちの仕事でないかもしれないと考えるところがあります。つまり、私たちは学術の代表ではあっても、国民の代表ではないので、どういう政策を選ぶべきかというのは、やはり国民、あるいは意思決定のために選ばれた方々の総意でやるべきであるという気がします。なぜそう申し上げるかということ、IPCC、気候変動に関する政府間パネルというのがあるのですが。そこが毎回確認をするのは、policy relevant、政策にとって重要な課題についてレビュー、評価する。評価ということは、単にどんな意見がありますではなくて、いろんな学術論文を見て、結果としてこれがもっともらしそうであると

言うという判断が入るわけです。そこはできるだけエキスパートとしてやるわけですけど。ただし、but not policy prescriptive ということで、特定の政策を支持しないというのが大事であるというのを毎回言われます。なので、学術会議もそうすべきだとは申しませんが、やはりそういう、学術的なところと価値判断も含めて、考えるところはちょっと分けてというのをやはり徹底するのが大事かなと、会長の話聞いて思いました。ありがとうございます。

### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。日比谷先生が手を挙げていらっしゃるの、おそらく次のような発言をされたいのではないかと思います。アカデミーはチョイスを出すことであって、それを決めることではない。他国のアカデミーもこのように言っています。

### ○川嶋委員

私は沖先生がおっしゃられたことを言いたかったのですけれども、それとの関係で、実は原点的なところに戻りますと、今日の議論の最初のところで、学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ることという、そういう部分がございました。これは、私は実現を図るのはおそらく名宛人の話であって、私たちがやるべきことは学術に関する重要事項を審議し、一定の勧告なり見解なりを、科学的な知見に基づいて総合的、俯瞰的に出していくということだと思います。従いまして、逆に考えれば、実現を図ることができないようなものはダメだというふうに読んだ方が、私はいいのではないかと思います。なぜ私はこんなことを申し上げたかと言いますと、新法によりますと、社会的課題の解決ということが表に出ております。ところが、社会的な課題を解決するのは、これは行政機関、政府であります。私たちは科学的な知見に基づいて、一定の方向性、科学の知見に基づけば、こういうふうになすべきだ、ということを示すということであって、ある意味で、先ほどおっしゃった選択肢を科学的知見に基づいて示すということでもいいのではないかと思います。従いまして、私はフィードバックすること自体は大事ですけれども、短期的な視点ではなくて、やるとすればやはり長期的な視点に立って行うべきではないかと思います。

先ほど磯先生がおっしゃられたこととの関係で、私はおっしゃる通りだと思いました。何年も前になされた提言が、その後実現しているという例が、いくつもございました。例えば、公文書管理の問題であるとか、日本公文書館の創設（1971年創設。1959年の勧告「公文書散逸防止について」に基づくもの）も多分そうだと思いますし、それから文化財保護法の改正も。これは、これまで建造物であるとか、仏像であるとか、そういうものが文化財だということだっ

たのですが、例えば街並みを保存していくということも大事ではないかということで、歴史的な伝統的な建造物群のある地区も文化財指定していくことが大事だといった内容だったと思います（1973年の勧告「文化財保護について」）。その後、文化財保護法が改正（1975年改正）されて、現在、重要伝統的建造物群保存地区が、全国にたくさん指定されている、そういう実現につながったということです。いわばボディーブローみたいな感じで徐々に効いていくような科学的な知見を出すことが、実は大事なわけです。個々の意思の表出の中には、例えば政府が無視しているとか、あるいは明示的な応答がないとかいうようなことがあるかも知れませんが、それもやはり、ある意味で長い目で見る必要があるのではないかと考えております。

他にも言いたいことあったのですが、今の先生方のご意見、ご議論を参考に、私もその通りだと考えております。ありがとうございます。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。科学的な根拠に基づいた実現可能性は、狭い意味での科学技術だけではなく、例えば、政策や社会科学的な面も含めた実現可能性と私としては言いたいと思います。

#### ○日比谷副委員長

会長が私の代わりに全部おっしゃってくださったので、もう言わなくてもいいですが、政策を決定する人に、科学的なエビデンスに基づいた選択肢を提示するというのに、私は尽きると思っています。私たちは政策を決定する立場にありませんから、これがいいという言い方ではないだろうと。このどこかにありましたが、政策へのインパクトを評価するためのフォローアップというのは、私たちが一つのことを言って、その通りになったからよかったというのがインパクトではなくて、例えば二つなり三つなりの両論を出しました。その結果、こういう政策になった、ここが取り入れたけれども、ここはその政策決定者は取り入れなかった、ということちゃんとフォローして渡せば、レビューするということであって、言った通りにしてくれなかったから悪いということではないと思うので、そこをやはりきちんと区別することが大事かと思っております。以上です。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。政府が欲しい客観的な知見を出す必要があると思います。

## ○明和委員

先生方の今までのご意見を聞いていて、本当にその通り、と感じた体験をしてきました。私は現在、文科省、経産省、こども家庭庁等の審議委員を担っております。この経験を通じて思うのは、審議会では、政策決定者が審議委員に様々問われて議論が進められていくのですが、多様な意見が出された後、結局は、ごく一部の審議委員に判断を一任する、という形で進められていく例が大半だと感じています。これが慣例なのでしょう。施策の議論の過程で何か困ったことがあったら日学に諮問しようという空気感を醸成し、日学の機能、プレゼンスを高めていくことが大切だと思います。政策決定者に日学としての意見を聞いていただく場合には、その分野を専門とする「個人」ではなくて、「日学所属の研究者の総意」として受け止めてもらえるようなルートを作ることはできないだろうか、と考えていました。現状としては、国の施策はある特定の個人と個人がつながるといった範囲内で意思決定がなされていくことが多いように感じています。

## ○光石委員長

ありがとうございます。私も文部科学省の人と話す機会があり、もっと気楽に日本学術会議に諮問してくださいと言いましたが、敷居が高いようです。

はい、他にいかがでしょうか。細かい話になりますが、一般世論の立場からリーダービリティチェックを行う際、読みやすさだけでいいのか、もう少し外の目から見てどうなのかというチェックも必要に思います。

## ○川嶋委員

資料2よりの抜粋というところの中に、シニア人材の知見の活用でしたか、そういうものもあったかと思います。私は、これは非常に重要だと思いますけれども、同時にジュニア人材の活用というのも、ジュニアの方が大変かもわかりませんが、日本学術会議を知っていたら、将来こちらの方というような誘いになる可能性がありますので、そういう意味でのネットワークの拡大も有用ではないかと思いました。

それから、おそらくこういういろんな活動をすれば、補助金を取るときにも、補助金の必要性を、いろいろ書くことができるのではないかと思います。その面では、やはり人的な手当ては非常に大事なことだと思いますし、先ほど事務局の強化のお話もございましたけれども、今回の一連の議論の中で、連携会員（特任）の活用ということを、議論してまいりましたので、

こういう査読の局面、あるいは新たな委員会を作る時でも、アドホックに連携会員（特任）の制度の活用を考えてもいいかとも思いました。以上でございます。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。若手アカデミーも含めて若手の意見も重要です。意思の表出の発出先が政府ばかりとは限らず、一般市民ということもあり得るので、そのようなことも重要であると思います。

他にいかがでしょうか。事務局から議論しておいてほしいという箇所はありますか。

#### ○事務局

はい、事務局から資料一番最後の、取りまとめエディターにふさわしい者をどうするかというところを決めていただけるとありがたく思います。先ほど、部の役員の方々が大変だという話から始まったと思いますが、今、実際は、例えば見解とかであれば、部の役員の方が全体、査読者の意見を取りまとめたりしてやっていますが、そのところをどうしていくのかということで、一応案としては、役員、会員、あるいは学術調査員も含めて書いていますけども、そのあたりをご議論いただけるとありがたく思います。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。一番下の※印で書いてあるところでしょうか。一案としては、例えば、役員等々が指名する者というものはあるかもしれません。皆さん、いかがでしょうか。

#### ○磯委員

はい、エディターの役割をする人を最初に決めてプールしていくのは賛成です。今、会長がおっしゃったように、部横断で30人ぐらいエディターがいれば、エディターインチーフをどうするかというのはまた別の問題ですが、この意思の表出に関して取りまとめしてもらう形は重要だと思います。役員の負担軽減は、確かに必要です。

あと、学術調査員に関しては、元会員の方だったかと思いますが、非常に熱心に対応いただいている方もいらっしゃいます。そういう人たちを少しでも多くしていくのはありますが、なかなか、なり手が見つからないという現状があります。

○光石委員長

今、査読者、アソシエイトエディターの方は会員からは見えない形になっています。しかし、こういう人達が査読しているということを公表するのもいいかもしれません。

○磯委員

賛成です。普通の学術雑誌でも、エディターインチーフ、アソシエイトエディター、エディターは必ず公開しています。

○光石委員長

誰が査読したかというのは公表しないが、このようなメンバーで査読をしていますというのを公表するのはあり得ると思います。

○光石委員長

事務局、今のような議論でお答え、議論でよろしいでしょうか。

○事務局

はい、承知しました。指名をして、誰がやっているかわからないけども、という形でやるといふふうに、了解しました。

○光石委員長

意思の表出に関して、他はいかがでしょうか。

○磯委員

もう一つ、作成が半年から一年以上かかることが多い点があります。査読を効率化することで数か月ぐらいは縮めることができますが、作成の時間の短縮については、例えば、前期で記録あるいは報告であったのが、次期においては半数の会員がいらっしゃいますので、それを承継して見解、提言に発展させていく。全く新しいテーマについても早めに対応する。そして、その期の最後の2年半から3年のところで多くが集中するといった事態を避けたいというのが正直なところですよ。これは私の経験からの感想です。

## ○光石委員長

それでは、意思の表出に関してはよろしいでしょうか。

残りの時間で、前回議論の途中になっているところを議論したいと思います。まず、事務局から説明していただけますでしょうか。

## ○事務局

はい、それでは資料2に基づいて説明させていただきます。まず、前回ご議論いただきました1番から5番まで、ご議論を踏まえて修正をしているところがございますので、簡単に確認をさせていただきます。

まず、連携会員でございますけれども、就任時にミッションを明示してしっかり活動する意思を示してもらおうということ。それから、人数規模については、その適正規模について、今後検討が必要であることを追加いたしております。

それから続きまして、総会でございます。これまでペンディングとなっておりました、総会の招集を求められることができる会員の人数、それから議案提出ができる会員の人数ですが、当面の間30人ということにさせていただいております。

続きまして、会長・副会長でございます。これは会長補佐について、会長特別補佐というように名称を変更いたしております。

それから続いて役員会、ここが一番大きな変更点かと思えます。監事の役員会への出席について、原案ではオブザーバー参加できないということになっていたわけでございますけれども、監事は役員会にオブザーバー参加できることとし、議長が認めた場合は発言できることとする、ということにさせていただいております。

その次の5番の部については特段の変更ございません。以上がご報告でございます。それを踏まえまして、次の6番以降でございますけど、まず6番の委員会のところがかなりたくさんご意見がございますので、ここと、その次の7番、事務局について、すでに少しご議論いただいたところもありますが、まずここまでご説明させていただいて、ご議論をいただければと思っております。

まず委員会でございます。まず原案としては、分野別、課題別、機能別ともに大きな見直しをするということではないですけれども、ここに書いてある通り、例えば課題別委員会等である程度確立した分野について、分野別に加えてもいいのではないかと、新たにガバナンスとか、自己点検評価、外部資金に関する委員会などを機能別として置いてはどうかというような案を出していたところでございます。

これについて、非常にたくさんのご意見を頂いておりますので、少しまとめてご説明させていただきます。まず分野別委員会についてです。個別の委員会について、例えばこの委員会は廃止した方がいいとか、統合した方がいいというようなご意見はなかったかと思えます。ただ、例えば4つ目にありますような新興分野、情報・IT関係や環境関係、防災減災などについては、若干追加してもよいのではないかというご意見がございました。また、会員の数についていくつかご意見がありまして、会員数が少ない分野別委員会があるので考慮する必要があるとか、会員数が少ない委員会において欠員が生じる際に必要な人数を確保できるのかという懸念がある、といったご意見がございました。また、人数配分等は固定的にせずに、柔軟に運用すべきというようなご意見があったところでございます。

続いて次の赤いカッコの部分です。特に分野横断的なもの、学際的な分野についていくつかご意見がございました。これはいくつか具体例が上がっておりまして、2つ目に書いてあるようなジェンダー、教育、平和、紛争解決、ウェルビーイング等々でありますとか、少し下がったところにあります、健康危機管理、プラネタリーヘルス、福島廃炉問題、プラズマ等々、いくつかの案が上がっております。これらについて、課題別としておくべきというご意見もありましたけれども、分野別の中で何らかの形で対応すべきというもの、位置づけが明確でないものもありますので、もし置くということでしたら、そのあたりも含めてご議論いただければと思います。

それから課題別について、活動の機能強化を目指すべきであるとか、分科会が協力できるような仕組みが必要であるといったご意見、分科会等については、他分野の方も参加できるようにするべきではないかというようなご意見、一方で重複を避けるためのチェックする仕組みが必要であるといったご意見があったところでございます。

続いて分科会についてです。こちらについては、いわゆる期ごとにゼロから立ち上げるということでは、どうしても初動が遅くなるので、前期のうちからある程度検討を行っていくべきではないかというようなご意見が複数あったところでございます。連続性が必要だということもございました。一方で、精査も大事だということで、全く活用してない分科会等は、チェックする仕組みが必要ではないかというようなご意見もあったところでございます。その他、連携会員について議論をちゃんと伝える手立てが必要であるというようなご意見もあったところです。

続いて組織体制です。3つ目のところ、将来、社会要請が強い分野については、重点的な予算配分、人をあてるなど、組織としての機動的な対応が必要ではないかといったご意見がございました。

その次に個別の分野でございますが、いろんなご意見がございました。例えば分野別の中の社会学委員会について、社会学・社会福祉学委員会という名称に変更してほしいといったご意見、それから新たな分野として、例えば、生物多様性、食の安全、情報やAIなど、いろんなご意見がございました。このあたりも、分野別なのか、課題別なのかというところも含めてご議論いただければと思います。

最後に、その他でございます。以前も出ておりましたけれども、新しい委員会として、賞の推薦などの審査等を行う委員会を置いてはどうかというご意見、それから、こちらも先ほども出てまいりましたが、類似するシンポジウムや意思の表出との重複を避けることが必要であるということで、もっと情報共有すべきだというご意見がございました。以上が委員会でございます。

それから事務局でございます。これについては、まさに今日ご議論いただいた意思の表出において、事務局がどのような形で関わらせていただくかという点でございます。特に、助言することができるということについて、補佐あるいは情報提供ということではないかというご意見がございました。また、その助言をする際の観点の中の、客観性ということについては、事務局からそういうことについて言うのはどうなのかというご意見もございます。一方で、会員も事務局職員をリスペクト、感謝を感じながら議論できる雰囲気づくりが重要であるというようなご意見もあったところです。

それからもう一つ、事務局については、専門人材が必要であるというご意見がいくつかございました。いわゆる URA の方など、これまでも出てきたご意見に加えまして、例えば企画とか広報について、専門人材が必要である、あるいは国際連携、IT などについても必要であるというご意見がございまして、そのためのキャリアを描ける人事システムの構築が必要ではないかといったご意見もあったところです。とりあえずここまでご説明させていただきます。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。まず、委員会について、意見交換会を経ての会員の皆さんからのご意見を反映した先程の説明に関して、ご意見をいただければと思います。

#### ○川嶋委員

すいません、前回の点ですけれども、監事のところで発言できるという言葉がございます。発言できるというと、すごく広くなってしまう可能性があって、監事が意見を言われると、ちょっとどうかと思います。あくまでも法に従って、法では確か会議の業務を監査する、そうい

う表現だったと思いますので、業務の監査に必要な質問をすることができるとか、何か発言内容を限定するような表現の方がいいのではないかと思います。あくまでも監事は監査に限定しているという意味から、そういうふうに考えた方がいいというのが私の提案でございます。議論いただけるとありがたいと思います。もちろん、通らなければ、別にそれはそれで結構でございます。

その後、この議論に入る前に、現在、連携会員の方に会員になる意思があるかどうかの伺いと言いますか、ご連絡をされているかと思えます。その時に、実はかつて会員を経験された方、すなわち会員を6年経験されて、現在連携会員をされている方にも、27期に新たに会員となる意思があるかどうかのお伺いをされていると聞きました。実際にそうなのかどうかということ、それはちょっとどうかというのが、私の感想と言いますか考えでございます。それとの関係で、実は現在、第一部の委員会の委員長の方から質問を受けていることがございます。それはどういうことかと言いますと、委員会の構成メンバーの会員の方が、今度新たに会員を推薦するときに、新たな学術会議法の下での会員になってもらえるかどうかの意思確認をしたい。どういうことかと言いますと、やはり今の学術会議と27期以降の新たな学術会議は、やはりかなり異なったものになるのではないかと。罰則の問題であるとか、民事責任、刑事責任の問題なんかを考えたら、負担の面でかなり違うのではないかと。だから、そういうことを何も伝えないで、会員の方が新たな会員を推薦することができないのではないかとおっしゃっている方がいらっしゃいます。そのあたりはそういうふうに考えておられるのかということについて質問させていただきました。

監事の問題が一つ目と、新たな推薦の際に新法のことを説明しなくていいかどうかということが二つ目でございます。以上でございます。長くなってすいません。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。何点かあったと思います。まず、監事の発言内容のところについては、法律で監事の業務の範囲がある意味では規定されていますので、それに関する発言にしてはどうかという提案です。それはその通りだと思います。文言をどのように書くかはまた別です。川嶋先生が言われたようなご意見でいいでしょうか。発言をそこまで規定するかどうかという点についてはいかがでしょうか。

#### ○磯委員

監事が自身の業務をしっかりと認識されていればこのままでよいのですが、やはり具体的に

記述した方がいいと思います。会員から見ても安心するかと思いますので、川嶋先生のご意見に賛成です。

#### ○光石委員長

議論がヒートアップすると、いろいろ発言される可能性があります。沖先生、いかがでしょうか。原則として、としておきますか。

#### ○沖委員

いや、聞きたいことを聞いておいてもらった方がいいのではないのでしょうか。あるいはもうわざわざ書かない。オブザーバー参加できる、まででやめておくとかですね。

#### ○光石委員長

抑止力として、議長が認めた場合という文言を前回入れることにしたと思います。どうでしょうか。

#### ○磯委員

この文言だと、議長が認めた場合に、例えば監事がこういうことについて発言していいですかと言って議長が認める。しかしながら、議長の咄嗟の判断が難しい時があると思います。例えば、先ほど沖先生がおっしゃったように、監事の業務の範囲において、役員会にオブザーバー参加できるというふうにするか、役員会において、監事の業務執行のために参加とか、監事としての業務を行うためにオブザーバー参加できるとするか、などとする方がスッキリするような気がします。いかがでしょうか。

#### ○光石委員長

文章を切りますか。オブザーバー参加できることとする。なお、議長が認めた場合に、というように。

#### ○磯委員

監事の業務に関することについての質問ですね。

○光石委員長

いや、意見する可能性はあります。

○磯委員

やはり、監事の業務に関して発言することができるぐらいにするかですね。

○光石委員長

原則として。

○磯委員

原則は入れない方がいいと思います。

○三枝委員

私はできるだけシンプルにオブザーバー参加できるとしておけば、審議の結果には影響を与えないということで、いいのではないかと思います。何に関わることについては発言できる、のように記載すると、それが監事の職務に当たるのか当たらないのかとか、余計なところに時間を使いそうな気がします。そして、もし、それはここで発言なさることではありません、というようなことを長々と発言される監事の方がいらしたとしたら、その時は都度都度、そのようなご発言は、監事の職務は超えていると思いますと、個別にコミュニケーションするのがいいのではないのでしょうか。以上です。

○光石委員長

本来は議長がそれをきちんと取り仕切るべきことではあります。川嶋先生、どうでしょうか。

○川嶋委員

私が思いましたのは、どのような方が監事になられても問題が起こらないようにするための規定としては、最低限どういうものが必要なのかと考えたときに、やはり法にこう書いてあるわけですから、会議の業務を監査すると書いていますので、会議の業務に必要な質問を行うことができるということです。監査ですので、聞いて、その内容、結果を監査するということだと思いますので、私は一番、それがシンプルなのではないかと思いました。ただ、いろんなご意見があるというのは、当然理解はできます。ありがとうございます。

○光石委員長

書くのは書いておいて、意見は後から伺うでもいいかもしれません。それでは、書くことにしましょう。

○川嶋委員

はい、どうもありがとうございます。

○光石委員長

連携会員の方に会員に就任する意思がありますかと聞いているということです。今度は再任が可能になりましたので、年齢要件を満たしていればの話ですが、以前に会員に就任していた方が連携会員になっていて、さらに再度会員になることはできます。それを聞くことは、間違っていないと思いますが、それはそれでよろしいでしょうか。

○川嶋委員

なるほど、そうしましたら、例えば現在 25-26 期で終わるという人、私はそうですけれども、そういう人間はもう延長がないと考えて、会員の対象にはならないと考えてよろしいでしょうか。私はそういうふうに思っているのですけれども。

○光石委員長

そのようなことはないです。再任可になりましたので、今年の 9 月で任期が終わる方であっても、原則としてというのが実は入っていますが、年齢要件を満たす方は再任の可能性があります。

○川嶋委員

そうしましたら、例えば私たち 25-26 期の人間にも会員に推薦してもよろしいでしょうかという伺いは来るということでしょうか。

○光石委員長

そのように思いますが、事務局合っていますでしょうか。

### ○事務局

はい、今回の候補者選考については、選考方針上、本年9月末に任期満了を迎える会員の中で、補欠の会員と現在の連携会員については、ご本人の同意等があれば選考対象となる。これは推薦がなくてもという意味でございます。ですので、現在、補欠の会員の方と連携会員の方には、同意しますか、つまり、選ばれた場合に会員になりますかという意味確認をさせていただいているということだと思います。それ以外の会員の方、つまり補欠でない方につきましては、もちろん定年等の要件を満たすことが条件になりますけれども、推薦があった場合には選考対象となるということでございます。ですので、今期をもって任期が来られる方であっても推薦は可能ということになります。以上でございます。

### ○光石委員長

会員に就任する意思の確認は自動的にくるのではなく、どなたから推薦がなければそれはないということですね。

### ○事務局

補欠の方以外は、左様でございます。

### ○川嶋委員

はい、26-27期で選任されているけれども、26期の途中で辞められた方がいらっしゃいますので、その方の補欠ということだと思います。

そうしましたら、その承継会員と法に規定してあるのは、半数は26-27期で選任されている人だから、27期は承継会員というポジションで残すという、そういう解釈ですね。

### ○光石委員長

そのように思います。事務局合っていますでしょうか。

### ○事務局

本年9月末で、まだ3年間任期が残っておられる方については、特段の手続きを踏まずに自動的に承継会員ということで、残り3年間お務めいただくという整理になっております。今、申し上げたのは、あくまでも今回、任期が切れる方についてでございます。

○光石委員長

川嶋先生、クリアでしょうか。

○川嶋委員

分かりました。そうしましたら、今、25-26期で終える予定の会員の方というのは、場合によったらその中の何名かは次期会員になられる可能性があるということですね。

○光石委員長

そうですね、そこも含めて、候補者選考委員会、例の20名の委員会の判断になります。もう一つは何でしょうか。

○川嶋委員

現在会員は新たな会員を推薦することができると思いますので、その新たな会員の推薦というのは、連携会員の人以外でも新たな会員の推薦対象になり得ると思います。その時に、これまでの日本学術会議のこの議論を、もちろん多くの方ご存知だと思いますけれども、全然ご存知ない方もいらっしゃるかと思いますし、新法になったらかなり規定も変わりますし、責任も重くなってくる。そういうようなことをノーティスする必要があるのではないかという、そういうご質問を複数の分野別委員会の委員長などから受けましたのでお聞きいたしました。

○光石委員長

はい、幹事会では、ある程度は話したとは思いますが、必ずしもその点を強くは言っていない可能性もありますので、もう一度幹事会で説明するか、文書でお知らせするか、検討します。

○磯委員

今度、連携会員にもこの間の意見交換会のダイジェスト版をビデオで出して見てもらうということになっているかと思います。その際に、今、川嶋先生がおっしゃったように、次期において義務、訴訟なども含めて、きちんと認識して考えてもらう。この点についてはやはりきちんと明示するのはどうでしょうか。

○光石委員長

はい、連携会員の説明会は、オンデマンド方式を想定しており、そこではそのようなことを申し上げるつもりです。

○磯委員

お願いします。

○光石委員長

会員にも周知をしていけないと思っております。会員も推薦することになりますから。

○川嶋委員

はい、ありがとうございました。よくわかりました。連携会員の方には、そういう形で何かビデオで案内されるということ。それから、場合によったら、今の26期で任期が終わる会員の方にも連絡される、ノータイスされる必要があるということ。それからもう一つ、その連携会員にビデオを流される時に、例えば分野別委員会の委員長にもそれを視聴する機会を与えていただければ、そういう情報を分野別委員会の委員長も共有できるのではないかと思いました。よろしくお願いします。

○光石委員長

はい、分野別委員長、会員も視聴可能にしておけばいいのかもしれない。

○川嶋委員

そうですね。会員全体も聞けるということがいいかと思えます。ありがとうございます。

○光石委員長

会員選考で多少気になっているのは、前期の終わりには隣の分野別委員会から人を出してオブザーブする形になっていたと思います。今期はそのお願いをしていないので、気になっています。事務局と相談しないとイケませんが、今回はそのような形で透明性の担保をしました。今回はどうしましょうか。

あまり時間がなくなりましたが、一部だけでも議論しておこうと思います。例えば、情報学委員会では、AI や量子などいろいろなことを議論する必要があり、人数が足りない

というご意見、感想を聞いています。一部分だけ増やすのか、そのような分野こそセクション4を使うのか、どうするかという点があります。

### ○三枝委員

情報学委員会はもちろん、いろいろ人が足りないので、セクション4を使うなどして、新しい方を推薦していただくのがいいと思います。少し気になったのは、情報学委員会の連携会員には、どの分科会にも所属していない方の人数もまた多かったです。これは情報学委員会の方は忙しすぎて学術会議の仕事ができないのか、それとも情報学の王道の人が推薦されて、応用ができる比較的若手、中堅の方が連携会員に十分に推薦されていないのか、そこがわからないと思います。必要な方であれば連携会員（特任）で、第一部、第二部の方々とも議論しながら AI などの問題で意思の表出ができる方を推薦していただくといいと思います。以上です。

### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。今回、会員の人数が増えますので、不足しているところにはセクション4を活用していただくのもよいと思います。

この委員会では、次回以降も継続して議論したいと思います。今日もし、これだけは言いたいという方がいらっしゃいましたら、ご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今日は以上として、次回は2月13日金曜日、午前8時半から開催します。今日も活発なご意見をいただきましてありがとうございました。失礼いたします。